

**一般財団法人さいたま住宅検査センター
こどもみらい住宅支援事業対象住宅証明書発行業務手数料規程**

(趣旨)

第1条 この規程は、別に定める「一般財団法人さいたま住宅検査センター こどもみらい住宅支援事業対象住宅証明書発行業務規程」(以下「業務規程」という。)に基づき、一般財団法人さいたま住宅検査センター(以下「センター」という。)が実施する適合審査業務に係る手数料について、必要な事項を定める。

(適合審査手数料)

第2条 業務規程第11条第1項に規定する適合審査手数料(以下「手数料」という。)の額は、一件につき別表のとおりとする。

(手数料の減額)

第3条 センターは、適合審査業務の実施において、継続して多量の取引が見込める場合、その他センターが必要と認める場合にあっては、前条に規定する手数料をその実費を勘案して減額することができる。

(手数料の収納方法)

第4条 センターは、適合審査の申請を引受けたときは、前条の規定により算定した手数料を、センターが指定する金融機関の口座に振込みにより建築主等から収納する。ただし、緊急の場合その他センターが必要と認める場合においてはこの限りでない。

2 前項の振込みに要する費用は、建築主等が負担する。

(手数料の返還方法等)

第5条 センターは、手数料を建築主等に返還する場合においては、建築主等が指定する金融機関の口座へ振込みにより返還するものとする。

2 前項の振込みに要する費用は、センターが負担する。

3 返還する手数料には、利子は付さないものとする。

附 則

この規程は、2022年3月1日から施行する。

1. 基本手数料

(1) 一戸建て住宅（併用住宅を含む）

（単位：円/税込み）

性能基準	評価方法	手数料		
		審査省略書類なし	審査省略書類あり	
断熱等性能等級4 かつ 一次エネルギー 消費量等級4以上	仕様基準 ・ 簡易計算 (モデル住宅法を含む) ・ 性能基準	33,000	両方の基準を満たす 場合	6,600
			断熱等性能等級の基準の みを審査する場合	16,500
			一次エネルギー消費量等 級の基準のみを審査する 場合	16,500

※断熱等性能等級と一次エネルギー消費量等級を異なる評価方法により評価する場合は、上表の「審査省略書類あり」に該当する手数料を合計した額とする。

※共同住宅等の新築分譲住宅の購入の場合は、上表の手数を適用する。

(2) 共同住宅等

（単位：円/税込み）

性能基準	住宅戸数	手数料		
		審査省略書類なし	審査省略書類あり	
断熱等性能等級4 かつ 一次エネルギー 消費量等級4以上	2～10戸以下	$33,000 + M \times 7,700$	両方の基準を満たす 場合	$4,400 \times M$
			断熱等性能等級の基準の みを審査する場合	審査省略書類なし の手数料に0.5を 乗じた額
			一次エネルギー消費量等 級の基準のみを審査する 場合	
	11～30戸以下	$66,000 + M \times 4,400$	両方の基準を満たす 場合	$4,400 \times M$
			断熱等性能等級の基準の みを審査する場合	審査省略書類なし の手数料に0.5を 乗じた額
			一次エネルギー消費量等 級の基準のみを審査する 場合	
	31戸以上	$132,000 + M \times 2,200$	両方の基準を満たす 場合	$4,400 \times M$
			断熱等性能等級の基準の みを審査する場合	審査省略書類なし の手数料に0.5を 乗じた額
			一次エネルギー消費量等 級の基準のみを審査する 場合	

※Mは住戸数を示す。

2. 変更申請の手数料（従前の証明書をセンターが発行している場合に限る）

上表（1（1）及び（2））の手数料に0.5を乗じた額とする。

3. 再発行手数料

1通につき5,500円（税込み）とする。